

# 経営あんしん（セーフティネット）融資 新型コロナウイルス対応緊急資金取扱要領

## （目的）

第1条 この融資は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げ等が減少、又は原材料費等の高騰により業況が悪化している中小企業者等の経営の継続・再生・安定を支援することを目的とする。

## （融資の対象）

第2条 融資の対象は、府内で継続して6ヶ月以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受けている者であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 直近1ヶ月間の売上高（建設業にあつては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の売上高に比して10%以上減少している者
- (2) 直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期の原材料費等に比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者

## （資金の使途）

第3条 融資する資金の使途は、運転資金とする。

## （融資の限度額）

第4条 融資する資金の額は、有担保で2億円、無担保で8,000万円を限度とする。ただし、本融資の現残を含め、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の普通保証の利用可能額の範囲内とする。

## （融資の期間）

第5条 融資の期間は、10年以内とする。

## （融資の利率）

第6条 融資の利率は、年1.2%の固定金利とする。

## （返済方法）

第7条 融資を受けた資金の返済方法は、原則、元金均等月賦返済とする。なお、必要に応じて2年以内に限り、返済を据え置くことができるものとする。

## （保証人及び担保）

第8条 融資の実行に当たっては、保証協会の信用保証を付すものとする。なお、原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人を不要とし、必要に応じ担保を要する。

## （相談及び申込みに係る受付機関の事務）

第9条 融資の相談及び申込みに係る受付機関は、取扱金融機関とし、本制度による融資の申込みを行おうとする者の申込資格を確認する。なお、相談の受付については、次に掲げる機関においても対応することとし、本制度の内容、申込資格及び手続等を説明する。

- (1) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21）
- (2) 京都府広域振興局
- (3) 商工会、商工会議所、地域ビジネスサポートセンター
- (4) 保証協会

- 2 取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会へ信用保証の依頼を行うものとする。
- 3 保証協会は、信用保証の可否を審査し、保証承諾する場合は、信用保証書を取扱金融機関へ送付するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から送付された信用保証書に基づき信用保証付融資を実行するものとする。

#### (提出書類)

**第10条** 融資申込書（取扱金融機関所定）には、次に掲げる書類の添付を必要とする。

- (1) 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- (2) 最近の試算表（貸借対照表、損益計算書）
- (3) 許認可等を要するものにあつては、その許認可等を証する書面の写し
- (4) 府税・京都市税の納税証明書（京都市内に事業所等を有しない者にあつては、府税の納税証明書のみ）
- (5) 必要に応じ法人登記事項証明書
- (6) 新型コロナウイルス対応緊急資金に係る申告書（別紙様式1）
- (7) 月別売上（原価）明細書（別紙様式2。個人である場合のみ。）
- (8) 必要に応じ特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項に規定する事業報告書等
- (9) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

#### (実施期間)

**第11条** 令和2年2月6日から令和2年9月30日までとする。

#### 附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。